

新型コロナウイルス感染症借換融資保証（県コロナ借換） Q & A 【利用要件について】

Q 1 どのような方に適した制度ですか？

A 1 資金計画を組みなおした上で、より長期の融資期間で月々の返済額軽減を図りたい方のご利用を想定しています。借換による返戻保証料が無いという今回分の信用保証料がかかりますので総コストは増加しますが、返済負担軽減と併せて真水調達を比較的低利でご利用できます。

Q 2 セーフティネット認定書は利用できますか？

A 2 セーフティネット認定は4号と5号が利用いただけます。
セーフティネット認定がなくても一般枠でのご利用が可能です。

セーフティネットを利用すると保証料率が一律で4号：0.6%、5号：0.5%でご利用いただけます。空き枠についてはご利用金融機関様を通して枠照会でご確認ください。ただし4号認定が取得可能な方は保証料負担が無い伴走支援県（期間10年）をおすすめします。

なお、令和4年7月1日時点でのセーフティネット4号の指定期間は令和4年9月30日までとなっております。

Q 3 商工会議所・商工会の認定は必要ですか？

A 3 不要です。

本制度要綱別紙の事業計画書と売上減少要件確認書を添付のうえ、（セーフティご利用の方は当該認定書も添付）信用保証依頼書の保証制度欄に「県コロナ借換」と記載してお申し込みください。

Q & A 【利用要件について】

Q 4 売上減少要件の「令和2年1月29日時点における直前の同期」とはどの期間を指しますか？

A 4 令和2年1月29日を基点とした直前の同期と比較することができます。

例えば、令和4年5月～7月を基準期間とすると、令和3年5月～7月との比較だけでなく、令和2年1月29日以前の同期（令和元年5月～7月）と比較して3%以上減少していれば、ご利用可能です。

Q 5 どの制度を借換えできますか？

A 5

新型コロナウイルス感染症特別融資（県新型コロナ）又は新型コロナウイルス感染症緊急特別融資（県コロナ緊急）のみ借換換の対象です。セーフティネット4号を利用する際は借換対象に制限がありますので、下記の整理表をご確認ください。

既往借入金		本制度の認定		
制度	既往制度の認定	4号	5号	一般
新型コロナ ウイルス感染症 緊急特別融資保証 または 新型コロナ ウイルス感染症 特別融資保証	4号	○	○	○
	5号	×	○	○
	危機関連	○	○	○
	一般	×	○	○

Q & A 【資金の用途について】

Q 6 本制度で真水資金は導入できますか？

A 6 借換金額以下の真水額であれば可能です。

Q 7 「事業資金」とは設備も含まれますか？

A 7 事業用設備資金も含まれます。

Q 8 本制度と同時申込で、別制度で真水資金を調達することは可能ですか？

A 8 可能です。

Q & A 【保証料について】

Q 9 保証料の分納はできますか？

A 9 可能です。借入期間によって分割回数が決まっていますので、所定の「信用保証料分割支払承認依頼書」を申込時に提出してください。

Q 10 ゼロゼロ融資を借り換えした際、ゼロゼロ融資に係る保証料（返戻保証料）は戻ってきますか？

A 10 ゼロゼロ融資は国と県が保証料を負担しているものですので、事業者様への返戻保証料はありません。

Q 11 本制度について、返済緩和の条件変更をする場合の保証料率はどうなりますか？

A 11 返済緩和の条件変更をする際は県の保証料補助の対象となりませんので、当初保証時の保証料率より0.2%が上乗せされた率となります。

Q & A 【保証料について】

Q 1 2 保証料の有担保割引、会計参与割引はありますか？

A 1 2 有担保割引はありません。
会計参与割引は一般枠のみご利用可能です。SN4号、5号は会計参与割引対象外です。

Q & A 【保証人について】

Q 1 3 経営者保証免除要件を利用して経営者保証なしとなっていたゼロゼロ融資を借り換える場合、経営者保証の取り扱いはどうなりますか？

A 1 3 本制度に経営者保証免除要件はありませんので、経営者保証は原則必要となります。
従来からの「金融機関連携型」等の経営者保証免除スキームを利用した経営者保証免除は可能です。